

<具体的な検討内容>

(1) 所属庁の事務が負担増とならないようにすること

内閣府からの案では、支払いが変更される前の所属庁における届出様式の作成等の準備や、支払いが市町村へ変更された後の所属庁による職員の児童手当認定及び支給状況の追跡調査、児童手当支給月ごとの共済組合へ納付等、所属庁の業務増大が見込まれる。

このため、手法を再考いただくとともに、所属庁職員の児童手当の認定及び支給状況を確認するための専用システムの国から所属庁への配付、本県既存の支給システムの改修経費の交付又はシステム標準化検討会の検討対象にも選ばれている児童手当システム（令和7年度までに各市町村に導入される標準システムに適合したシステム）を、市町村のみならず、所属庁でも活用できるようにし、所属庁職員の認定及び支給状況を効率的及び確実に把握できるようにする等の配慮をお願いしたい。

(2) 支払いを変更する時期を支給期間の区切りに変更すること

本県の支給システムは法で定められたとおり4か月分ずつ支給する仕組みとなっており、R6年2月、3月分の2か月分のみ支給すれば、職員による手入力を行うか、システム改修が必要となり、これらのための経費が必要となる。このため、システム改修経費を勘案いただくか、2か月分のみ支給することを再考いただき、4か月分ずつの支給を区切りとする現行の支給時期を維持していただきたい。

(3) システム改修に日数を要するため、実施時期を延期すること

本県では、支給システムの機器をリースしているため、システム改修に見合うリース期間の延長も必要なことから、リース期間の延長及び同システムの改修に要する日数が必要である。

このため、実施開始時期に応じた所要日数を確保した上で、実施開始時期を検討していただきたい。